

2025 年度「保稅研修會初級編」を開催しました

2025 年 5 月 22 日(木)、沖縄支部保稅部會は浦添市産業振興センター結の街大研修室において、2025 年度保稅研修會「初級編」を開催しました。

《研修會の様様》



事前の受講申込者は、12 社 23 名に留まっていたため危機感を抱いた事務局長からリマインド周知を行いました。それでも最終的に 18 社 34 名と昨年の 33 社 59 名に比べ大幅に減少した受講者数となりました。

《開會の挨拶：豊川事務局長》

・・・ところが、研修會当日、蓋を開けてみたら、何と 22 社 43 名の受講者が来ているではありませんか！何故？、それは、受講申込みをしていないにも関わらず、したものと思い、部下・若手職員を派遣した会員様から 9 名の受講者が参加したことに因るものでした。事務局としては、受講者が一人でも増えたのは嬉しいことでしたが、資料を 40 部しか用意していなかったため、数名の皆様には行き渡りませんでした。



後日、当該申込みをされずに受講者を派遣した会員の管理監督者の皆様には、くれぐれも受講申込みは確実に為されるようお願いし、研修會当日の資料をデータで送付差し上げたところです。今回、このように珍しいハプニング？もありましたので、敢えて本紙面で紹介させて頂きました。(^^;

《保稅取締業務の説明：並里 & 高安両監視官》



さて、当保税研修会初級編は、午後半日（3時間）の研修としており、前半は沖縄地区税関 監視部 取締機動部門職員による「保税取締業務」について、同保税地域監督官部門職員による「保税業務（基礎編）及び（応用編）」の講義、後半はNACCS九州事務所職員による「NACCS業務海上保税（初任者向け）」の講義を行って頂きました。

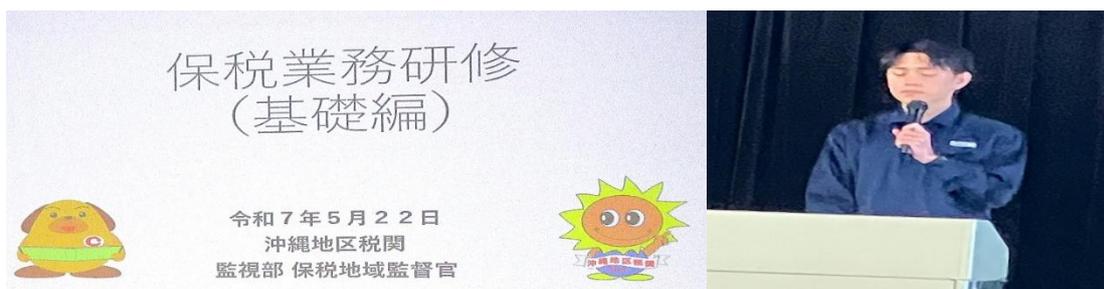
前半の「保税取締業務」の講義では、[《保税取締業務：不正薬物について説明する高安監視官》](#)

その後の「保税業務（基礎編）」の説明と重複する部分は省略するとして、これまでにはなかった、「不正薬物の密輸動向」や「摘発事例」、また、「薬物乱用がもたらす影響」等についての説明を行って頂きましたが、受講者の皆様も興味深く聞き入っていました。



また、「保税業務（応用編）」では、今年4月に改正された、また、7月及び10月に改正される関税関係基本通達の改正内容について、詳しく説明して頂きました。

[《保税業務（基礎編）の説明：講師デビューで緊張の大城係員》](#)



[《保税業務（応用編）：基本通達改正を説明する山城上席官》](#)



関税関係基本通達改正について

- 令和7年4月1日施行
 - 1.電磁的記録による帳簿の保存に係る見直し(関税基本通達34の2-4他)
 - 2.社内管理規定の整備に係る見直し(関税基本通達34の2-9)
 - 3.許可の際に付する条件に係る見直し(関税基本通達42-11他)
- 令和7年7月1日施行
 - 4.保税蔵置場の許可期間等の指定に係る見直し(関税基本通達42-10他)
- 令和7年10月12日施行
 - 5.通販貨物を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理(関税基本通達42-18他)

受講された会員の皆様からは、保税業務について、「現在行っている業務にとっても役立つ内容で大変勉強になった」、「通達改正の説明はとても良かった、会社内部でも共有して行きたい」、「保税、NACCSの流れを知ることによって日常の業務に繋がる部分もあり、大変良い機会となった」等の感想を頂いた一方、「早口で進めて行くので、理解が追い付かないまま終わってしまった」、「(応用編)は内容的に難しかった。もっと時間を長く取って説明して欲しい」、「沖縄での事犯、実例等を交えて説明して頂ければ、より分かり易かったと思う」など講師や講義内容に関する意見、要望等も頂きました。

事務局としましては、これらアンケートによる意見を講師の沖縄地区税関、NACCS九州事務所とも共有し、今後研修会のより良い改善等に繋げて行きたいと思っております。

《税関からのお知らせ・協力依頼を述べる
福岡保税地域監督官》

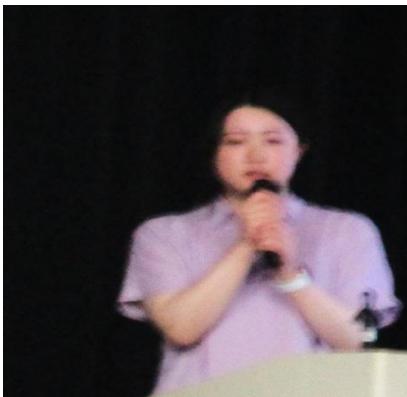
《NACCS業務説明の前に挨拶する山野井副所長》



今後とも会員の皆様に役立つ企画、情報の発信に精一杯務めて参りますので、皆様の当部会活動へのご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

今回、快く講師をお引き受け下さいました沖縄地区税関監視部職員の皆様及び NACCS九州事務所職員の皆様のご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

《NACCSについて：保税業務（海上編）を説明する小笠原さん》



★参加頂きました会員の皆様、大変お疲れさまでした！<m(_)_m>

